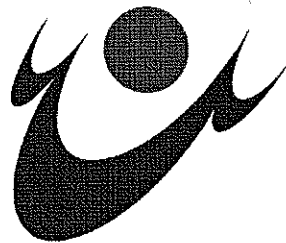


日置市
いじめ防止基本方針



平成27年3月

日置市

目 次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	いじめの防止等の対策に関する基本理念	1
2	いじめの定義	1
3	いじめの防止等に関する基本的な考え方	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめへの対処	4
(4)	教職員の資質の向上	5
(5)	地域や家庭, 関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	7
1	いじめの防止等のために日置市が実施する施策	7
(1)	市いじめ防止対策連絡協議会の設置	7
(2)	市いじめ問題専門・調査委員会の設置	7
(3)	市いじめ問題総合調査委員会の設置	7
(4)	市教育委員会として実施する施策	7
(5)	市立学校における対応のための指導助言	9
2	いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策	10
(1)	市立学校いじめ防止基本方針の策定	10
(2)	市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	12
(3)	市立学校におけるいじめの防止等に関する措置	14
3	重大事態への対処	17
(1)	学校の設置者又は学校による調査	17
(2)	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	19
第3	その他	20

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

一方で、児童生徒は学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していく。学校教育におけるそうした普遍的な営みこそが、いじめの問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければならない。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に取り組まなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）以下同じ
(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童

生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

具体的ないじめの態様（例）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれや集団による無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・ わざと会話をしない
 - ・ 席を離す、避けるように通る
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- 金品をたかられる
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ くつを隠される
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
 - ・ 人前で衣服を脱がされる
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
 - ・ SNSのグループからわざと外される

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

(いじめの早期発見の措置)

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。具体的には、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であってもいじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

いじめの早期発見のため、学校や県は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、直ちに警察に通報することが必要なものなどが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(4) 教職員の資質の向上

学校におけるいじめの問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きい。そのため、教職員がいじめの問題に対し、正しい共通認識を持ち、適切な対処が行われるためには、教員研修等を通して、いじめの問題への対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員の研修の機会を充実させることや、心理や福祉の専門家等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させることが必要である。

(5) 地域や家庭、関係機関との連携

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

児童生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で児童生徒を見守り、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

また、いじめの早期発見のため、家庭生活における小さな変化を把握することや、いじめを行った児童生徒に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくためには、保護者の理解・協力が不可欠であり、そのための十分な連携が求められる。

いじめの問題への対応において、学校が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から、関係機関の担当者の窓口交換や情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携し、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知するなど、連携した取組を行うことが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために日置市が実施する施策

(1) 市いじめ防止対策連絡協議会の設置

ア 設置の趣旨

市は、法第14条第1項に基づき、本市におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「日置市いじめ防止対策連絡協議会」を設置する。

イ 構成員

本機関は、必要と認められる機関及び団体の代表者のうちから教育委員会が任命した委員10人以内で構成する。

(2) 市いじめ問題専門・調査委員会の設置

ア 設置の趣旨

法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、重大事態の調査等のための「日置市いじめ問題専門・調査委員会」を設置する。

イ 中立性・公平性に配慮した構成員の選定

本機関は、専門的な知識及び経験を有する第三者等のうちから教育委員会が任命した委員5人以内で構成し、中立性・公平性が確保されるよう努める。

ウ 機能

本機関は以下の機能を有するものとする。

(ア) 市教育委員会の諮問に応じ、市の基本方針に基づくいじめ防止等のための調査研究及び有効な対策を検討するための専門的知見からの審議を行うこと

(イ) 日置市立小・中学校におけるいじめの事案において、法第28条第1項各号に規定する重大事態に係る調査を行うこと

(3) 市いじめ問題総合調査委員会

ア 設置の趣旨

法第30条第2項の規定に基づき、市長が必要と認めた場合に、重大事態の再調査を行うための「日置市いじめ問題総合調査委員会」を設置する。

イ 構成員

本機関は、専門的な知識及び経験を有する第三者等のうちから市長が任命した委員5人以内で構成する。

(4) 市教育委員会として実施する施策

ア いじめの未然防止のための措置

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に努める。

市子ども支援センター職員を定期的に学校へ訪問させ、平素からの情報共有体制を構築する。

「いじめ問題を考える週間」を市内全ての公立学校で設定し、いじめの実態把握等について、各学校の取組状況を確認する。

児童・生徒会活動や、あいさつ運動、ボランティア活動など、いじめの防止に資する

活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自主的に行うものに対する支援，当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力，読解力，思考力，判断力，表現力等を育むため，読書活動や対話，創作・表現活動を取り入れた教育活動を推進し，各学校における児童生徒が達成感や充実感を味わうわかる授業の充実のための必要な措置を講ずる。

イ いじめの早期発見の措置

すべての児童生徒を対象に，学期1回以上の「いじめの問題に関する実態調査」を実施し，軽微と思われることでも積極的に把握する。

ウ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備及び周知

- ・ 市子ども支援センターにおける相談
- ・ 「かごしま教育ホットライン24」，県総合教育センターにおける相談
- ・ スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの活用
- ・ 家庭用啓発資料配布

エ いじめに関する教職員研修の充実

- ・ 管理職研修会を通じた職員指導，生徒指導担当者研修会
- ・ 県総合教育センターの短期研修講座等，外部研修の活用
- ・ 県指定研究協力校における研究成果の普及
- ・ スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの活用

オ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・ 問題のある書き込みや画像等の検索・監視，県との連携（学校ネットパトロール）
- ・ ネットいじめ対策啓発資料配布

カ 調査研究及び検証，その成果の普及

- ・ いじめの問題に関する実態調査の検証
- ・ 県総合教育センターにおける調査研究の活用

キ 関係機関等との連携等

- ・ 関係機関，学校，家庭，地域及び民間団体との連携体制の整備
- ・ 学校相互間の連携協力体制の整備（市生徒指導担当者会等）

ク 保護者の責務等を踏まえた啓発活動や家庭への支援

- ・ 保護者への啓発資料の配布
- ・ 各種広報誌への記事掲載
- ・ 市子ども支援センターの活用
- ・ スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーの活用

ケ 学校評価・教員評価への指導

学校評価において，いじめの問題を取り扱うに当たっては，学校評価の目的を踏まえ，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，その実態把握や対応が促され，児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう，学校に対

する必要な指導を行う。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の課題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に対する必要な指導を行う。

コ 学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、必要に応じて市教育委員会事務局から職員を学校へ派遣するなど、学校運営の改善を支援する。

サ スポーツ少年団や社会教育団体等におけるいじめの防止等

日置市の既存の団体において、いじめの防止等の指導が行われるよう働きかける。

(5) 市立学校における対応のための指導助言

市は、学校において、法に基づいた適切ないじめ防止等のための組織を設置し、必要な対策を講ずるよう要請するとともに、学校に対して必要な指導助言を行うこととする。

2 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策

(1) 市立学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

ア 学校基本方針策定の趣旨

学校は、いじめの防止等のため、学校基本方針を定め、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、組織的に取り組む体制を確立し、教育委員会とも適切に連携して、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

イ 学校基本方針の内容

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。

また、本市が推進している「風格ある教育」のきまりを守り、礼節を重んじる教育を学校の教育活動全体を通して行い、基本的な生活習慣や生命、人権を尊重する心や他者への思いやり・社会性などを身に付けさせ、気品ある心と態度の育成に努めさせる。

ウ 学校基本方針策定上の留意点

より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して機能しているかを法第22条の組織を中心に点検し、必要に応じて見直すPDCAサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましい。

学校基本方針を策定するに当たっては、家庭や地域等に配慮した学校基本方針となるようにすることとし、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていくことができるように配慮する。

また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、いじめの防止等について、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなどの工夫を行うものとする。

エ 学校いじめ防止基本方針の様式例

【学校いじめ防止基本方針の様式例】

〇〇学校いじめ防止基本方針



【年間計画】(例) (別表も可)

月	月目標	計画及び評価	実態把握等	各教科・道徳・特別活動等	(児童)生徒会活動	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4		年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成	(学校)いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施	(児童)生徒の自主的な活動計画を記載	各教科における指導計画の確認	家庭訪問	生徒指導事例研修 学校基本方針の確認
5		実態に基づいた対応策の検討		道徳(共通主題「生命尊重」)		(生徒向け)全体指導 (保護者向け)啓発研修会	個別面談	具体的な対応の在り方 家庭との連携の在り方
6								
7		取組評価アンケートの実施		道徳(共通主題「思いやり」)		携帯・ネット利用実態調査		
8		取組評価アンケート集計, 取組の検証 2学期の活動計画の検討					三者面談	取組評価結果から
9		実態に基づいた対応策の検討	(県)いじめアンケート	「いじめ問題を考える週間」の実施		携帯・ネット利用実態調査	個別面談	
10			「学校案いーと」の活用	道徳(共通主題「風通しをよむ」)	いじめ防止標語作成			具体的な対応の在り方
11								
12		取組評価アンケートの実施, 集計, 取組の検証		道徳(共通主題「友情・信頼」)				取組評価結果から
1			(学校)いじめアンケート				三者面談	具体的な対応の在り方
2		取組評価アンケートの実施, 集計, 取組の検証		道徳(共通主題「自他の尊重」)			個別面談	
3		次年度活動計画案作成						

(2) 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ア 組織設置の趣旨

いじめは、学校が組織的に対応することが必要であり、心理や福祉の専門家（市子ども支援センター職員等）、その他学校評議員や民生委員などの関係者が参加する組織を設置する。

イ 役割

(ア) 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめ防止の取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。

(イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割

児童生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にしておく必要がある。

(ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

当該組織が、情報の収集と記録、共有を行うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。集められた情報は、個々の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

また、いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

ウ 組織の構成員

組織を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応することにより、より実効的ないじめの問題の解決に資する。

【学校におけるいじめの防止等の対策のための組織例】

1 既存の組織（生徒指導に関する組織など）を活用し、新たに外部専門家を加えて設置する場合

(校内職員) ・ 校長（教頭） ・ 生徒指導主任（係） ・ 学年主任 ・ 担任 ・ 養護教諭 ・ 部活動顧問 など	(第三者) ・ 心理や福祉の専門家 ・ 医師 ・ 警察官経験者 ・ 学校評議員 ・ 民生委員 など
---	--

2 既存の組織（生徒指導に関する組織など）を中核として設置する場合

(例) (生徒指導部会) ・ 校長（教頭） ・ 生徒指導主任（係） ・ 学年主任 ・ 養護教諭 など	(事案に関係する教職員などを柔軟に加える) ・ 担任 ・ 部活動顧問 など
	(配置されている場合、必要に応じて参加する) ・ スクールカウンセラー ・ スクールソーシャルワーカー 等

3 外部専門家の確保が困難な場合

(校内職員) ・ 校長（教頭） ・ 生徒指導主任（係） ・ 学年主任 ・ 担任 ・ 養護教諭 ・ 部活動顧問 など	(必要に応じて地域の関係者が参加する) ・ 自治会長 ・ PTA 役員 など
---	---

※ 2の場合は、SC、SSWを外部専門家とする組織体であるが、重大事態の調査の場合は、発生した事案に応じて、公平性・中立性を確保する観点から調査組織としての対応が可能であるか検討する必要がある。

※ 3の場合は、重大事態が発生した場合の調査組織とすることはできない。調査組織とする場合は、専門的知識及び経験を有する第三者等、公平性・中立性を確保する構成員を新たに加えることが必要である。

(3) 市立学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ・ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実
- ・ 学級会活動や児童・生徒会活動など特別活動における話し合い活動の充実、あいさつ運動、ボランティア活動の充実
- ・ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動の推進
- ・ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくり

イ 早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくことがあることから、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的に認知する。
- 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ・ 相談体制の整備と相談しやすい雰囲気醸成
- ・ 定期的な教育相談の実施
- ・ 定期的なアンケート調査の実施
- ・ 教職員間の連携や家庭、地域との連携による情報交換、情報共有の推進

ウ 早期対応

- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 対応の在り方について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- ・ いじめの事実関係の把握
- ・ いじめられた児童生徒の安全確保及び支援体制の整備
- ・ いじめた児童生徒への指導
- ・ 対応の在り方及び指導方針に関する教職員間の共通理解
- ・ 関係する児童生徒の保護者への適切な情報提供
- ・ 保護者や関係機関との連携
- ・ 周りではやしたてる子ども、見て見ぬふりをする子どもへの対応

エ いじめに関する教職員研修の充実

「いじめ対策必携」を活用した研修を実施する等、いじめの問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

オ 組織的な指導体制の確立

いじめの問題に対する学校の指導体制が機能するためには、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的、継続的な取組を行うことが重要である。

学校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの態様や原因、その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応する。

カ 家庭や地域との連携の強化

- いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童生徒の保護者といじめを行った児童生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する。

- ・ いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発
- ・ いじめに係る相談を行うことができる体制の整備
- ・ いじめの事実があると思われた場合、関係する児童生徒の保護者への適切な情報提供
- ・ いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するとともに、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言

キ その他

(ア) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、教師向けの指導用資料やチェックリストなどを通じ、いじめの防止等の取組の充実を図る。

(イ) 学校評価・教員評価における留意事項

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

また、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっても、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するようにする。

3 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の意味と事態例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
 - ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(イ) 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

- ・ 市立学校→市教育委員会→市長

(ウ) 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。

学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

教育委員会が主体となって行う場合は、次のとおりとする。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと思われる場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合

(エ) 調査を行うための組織

学校が組織した「いじめの防止等の対策のための組織」又は教育委員会が設置する機関において調査を行う。

構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- ・ いつ (いつ頃から)
- ・ 誰から行われ
- ・ どのような態様であったか

- ・ いじめを生んだ背景事情
- ・ 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・ 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

a いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- ・ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
- ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援するとともに、関係機関とも適切に連携し対応に当たる。

b いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

(いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合)

- ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

○ 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。

その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- ・ 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 遺族に対して主体的に、在校生への詳しい調査の実施を提案する。
その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ・ 学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

- ・ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

(カ) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずることとされており、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断する場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合も考えられる。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) 適切な情報提供の責任

いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

(イ) 調査結果の報告

調査結果の報告先は、下記のとおりとする。

- ・ 市立学校→市教育委員会→市長

上記(イ)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を報告書に添付する。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

(ア) 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。

(イ) 再調査は、当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）によることとする。

(ウ) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずる。

市立学校について再調査を行ったときは、市長はその結果を議会に報告する。

議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じて適切に設定し、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保する。

第3 その他

市の基本方針、市立学校における学校基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

また、市は、法の施行状況や国の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。